むつ合同庁舎

青森県むつ健康福祉庁舎

**児童相談所とは**

**地　図**

**児童相談所のごあんない**

　　児童相談所は、児童福祉法に基づいて、こどもの健やかな成長を願って設置されています。児童福祉司、児童心理司などの専門スタッフが配置されており、相談者とともに考え、問題を解決していく専門機関です。

　　青森県では、各地域県民局ごとに６児童相談所が設置されています。

　**○青森県むつ児童相談所所管地域**

　　むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

　**○管内市町村の18歳未満のこどもに関する相談を受け付けています。**

　**・相談するには**

電話又は来所による相談を受け付けています。来所による場合は事前に予約していただくことをお勧めします。

（℡　０１７５－２３－５９７５）

　　　相談は無料です。

　　　相談内容に関して秘密は守ります。

　**・相談受付時間は**

　　月曜日～金曜日　８：３０～１７：００

　　土曜・日曜・祝日はお休みです。





下北地域県民局地域健康福祉部

福祉こども総室こども相談課

**（青森県むつ児童相談所）**



　〒035-0073　むつ市中央１丁目3-33

　TEL（0175）23-5975

　FAX（0175）23-5982

**◇虐待かな？と思ったら・・・**

**虐待ホットライン（むつ児童相談所）**

**24時間対応、フリーダイヤル**

「虐待を見た」「こどもから聞いた」

「虐待をしてしまう」「虐待をしてしまいそうだ」

どなたでも連絡してください。

通告・通報の内容は固く秘密を守ります。

３F青森県むつ児童相談所

**相談の方法**

**０１２０－７２－６５５２**

**こんな援助があります**

☆　0歳から18歳未満のお子さんについてご相談に応じます。

☆　本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けします。

**ひとりで悩まないでご相談ください**



**◎地域の関係機関とともに、お子さんとご家族を支援します。**

**より身近な、市町村児童家庭相談窓口への相談もお勧めします。**

****

**○助言：**受けた相談に対して、助言を行います。

また、他機関の援助が必要な場合は紹介します。

　**○継続的な援助：**必要に応じて、継続的に一定

期間、専門職員による援助を行います。援助の

中で遊びを通じた治療プログラムやカウンセリ

ングなどを個別又はグループで行うこともあり

ます。

　**○一時保護：**緊急に保護を必要とする場合や保

護による行動観察が必要な場合、又は短期入所

指導を行う必要がある場合に一時保護を行いま

す。

（※一時保護所は中央児童相談所にあります。）

**○施設入所：**色々な事情により家庭で生活する

ことができないお子さんを一定期間、乳児院、

児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所

施設などの児童福祉施設で預かります。

**○愛護手帳に関すること：**愛護手帳交付申請及

び再判定に際し、社会診断、心理診断、医学診

断等の判定を行います。申請は市町村障害福祉

担当窓口でお願いします。

**○障害児施設給付費支給決定：**障害児入所施設

利用契約の場合、給付費の決定を行います。

**○里親制度：**様々な事情により家庭で生活でき

ない子供を里親家庭で養育する制度です。児童

相談所は里親の認定登録を行っています。

関心のある方はご相談ください。



保育所、幼稚園、学校に行きたがらない

言葉が遅れている

発達が気になる

がうまくいかない

虐待かも！

性格や行動が気になる

**◎電話相談　　◎来所相談**

**◎家庭訪問　　◎学校等訪問**

**◎心理検査　　◎一時保護**

**◎施設入所　　◎里親になりたい**

**◎児童虐待の相談・通告**